

警視庁告示第 3100 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 6 日

警視総監 筒井 洋 樹

記

1 意見の聴取の期日

令和 8 年 10 月 14 日 午前 9 時 30 分 開始

2 意見の聴取の場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部 意見の聴取会場